

令和8年1月19日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長  
加納 康 至  
(公印省略)

介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業、ケアプランデータ連携システムの利用促進  
及び介護情報基盤の活用のための介護事業所等への支援策について

平素は本会事業に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、別添のとおり、日本医師会より通知がありました。

ケアプランデータ連携システムの利用促進及び介護事業所等への支援策につきましては、本会からも日医発第1464号等でお知らせしているところです。

今般、令和7年度補正予算に盛り込まれた「介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業」や令和8年度介護報酬改定における処遇改善において、ケアプランデータ連携システムに関する要件が設けられることから、改めて厚生労働省より周知がございました。

「令和7年度介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業 実施要綱」(日医発第1598号(令8.1.5付/府医からは令8.1.6付)にて周知)においては、生産性向上や協働化等に取り組む事業者の介護職員に対する賃上げ支援の上乗せの要件(以下「上乗せ要件」という。)として、「ケアプランデータ連携システムに加入していること」が設けられることになりました。

上乗せ要件については、申請時にケアプランデータ連携システムに加入している介護事業所だけでなく、申請時にケアプランデータ連携システムの加入を誓約した場合であっても、申請要件を満たしているものと取り扱うこととしており、当該誓約をした介護事業所については、実績報告までにケアプランデータ連携システムの加入が必要になります。

加えて、令和8年度介護報酬改定においても、介護職員等処遇改善加算に設ける上乗せの加算区分の要件とすることが介護給付費分科会において示され、検討されております。

すでにご案内のとおり、ケアプランデータ連携システムについては、公益社団法人国民健康保険中央会が実施している「介護情報基盤の活用のための介護事業所等への支援」において、介護事業所が、導入支援事業者から、介護情報基盤の接続サポートとケアプランデータ連携システムの接続サポートに必要な支援を一体的に受ける場合には、その費用も支援の対象とされております。なお、介護事業所等への助成金の申請受付は令和8年3月13日までの予定となっております。また、ケアプランデータ連携システムの利用を支援するためのフリーパスキャンペーンについても、令和8年度中は引き続き無料で利用可能として実施されております。ケアプランデータ連携システムの利用にあたってはご検討ください。

ついては、貴会におかれましても、本件をご了知の上、貴会会員へご周知賜りますよう、お願い申し上げます。

(添付資料)

○介護保険最新情報 vol. 1460

介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業、ケアプランデータ連携システムの利用促進  
及び介護情報基盤の活用のための介護事業所等への支援策について

(令和8年1月13日 厚生労働省老健局高齢者支援課・老人保健課事務連絡)

<担当> 大阪府医師会介護福祉課(吉田)  
〒543-8935 大阪市天王寺区上本町2-1-22  
TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737